

# 介護保険だより

令和2年10月号

群馬県国民健康保険団体連合会

国保連合会へ審査結果等についてお問い合わせをいただく際のお願い

## 1 介護保険係の直通番号

お問い合わせの際は以下の番号におかけください。介護保険課介護保険係の職員が出ますので、電話を転送する間の待ち時間はありません。

介護保険課介護保険係 直通番号：027-290-1319

## 2 審査結果等に関するお問い合わせの前に本会ホームページをご一読いただき、対応方法等についてご確認ください。

アドレス <http://www.gunmakokuho.or.jp/>または「群馬県国保連合会」と検索してください。

- ・ホーム > 介護保険事業所の皆様へ > 4 請求関係資料 > 介護給付費請求の手引き
- ・ホーム > 介護保険事業所の皆様へ > 12 介護保険だより

群馬県国民健康保険団体連合会

文字サイズ 小 **中** 大 背景色の変更 白 **黒** 通常

検索

アクセス | サイトマップ | リンク |

ホーム > 介護保険事業所の皆様へ

介護保険事業所の皆様へ

介護保険事業所の皆様へ

インターネット請求を推奨しています

サービス事業所等から国保連合会に対する介護給付費等の請求方法は、現在、伝送（インターネット回線）または電子媒体（CD-R等）ですが、伝送請求の場合、毎月10日までは請求情報の差し替えができたり、返戻（保留）一覧表や支払決定額通知書等の各種帳票を電子媒体で請求するよりも数日早く受け取ることができるなど、サービス事業所等にとって利点も多いため、本会ではインターネット請求を推奨しています。

インターネット請求についてはこちらをご覧ください。

フロッピーディスク（FD）及びMOでの請求中止について

※ ご不明な点等ある場合には、本会から送付された帳票をお手元にご用意の上、お問い合わせください。

## 3 お問い合わせの際は、事業所番号、事業所名称及び提供しているサービス種類等をお伝えください。

## 給付管理票「新規」「修正」「取消」について

給付管理票の作成区分についてのお問い合わせをいただくことがあります。

給付管理票の作成区分には「新規」「修正」「取消」の3つの区分があります。以下の図を参考に処理を行ってください。

給付管理票「新規」で再提出

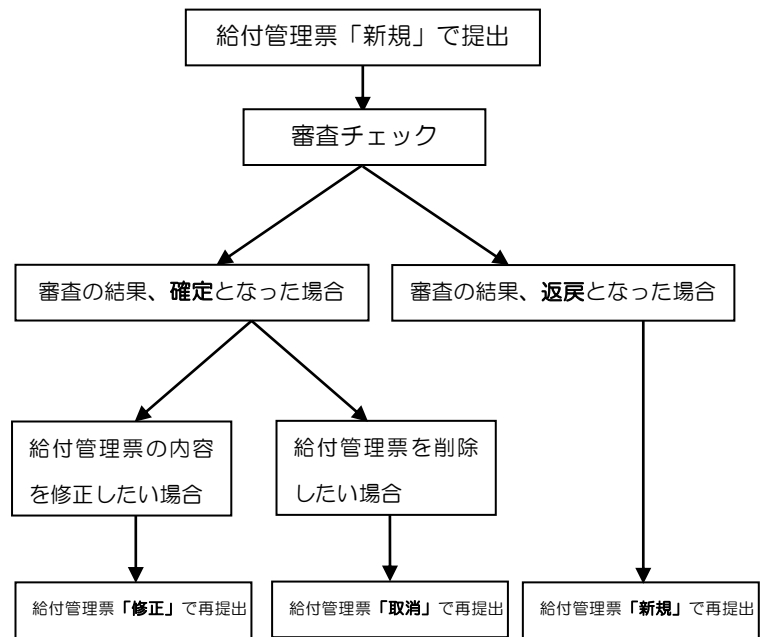
- 提出した給付管理票が返戻になった場合

給付管理票「修正」で再提出

- 確定した給付管理票を修正したい場合

給付管理票「取消」で再提出

- 確定した給付管理票を削除したい場合



【処理フロー図】

※ 給付管理票は、サービス事業所の請求の支払決定を左右する重要なものです。給付管理票の記載内容（事業所番号、サービス種類、計画単位数等）に誤りのないようご注意ください、提出をお願いします。

### お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8:30 ~ 17:15（12:00 ~ 13:00 を除く）

※17:15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会